

平成 2 7 年度

第 1 回 松山圏域連携協議会
議 案 書

議案第 1 号

松山圏域連携協議会規約の制定について

松山圏域連携協議会規約の制定について、「松山圏域連携協議会規約」
のとおり定める。

平成 2 7 年 8 月 2 8 日 提出

松山圏域連携協議会事務局

松山圏域連携協議会 規約

(名称及び目的)

第1条 この会は、松山圏域連携協議会（以下「協議会」という。）と称し、松山圏域（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町（以下「関係市町」という。）の区域をいう。以下同じ。）の経済成長を目指すとともに、相互に連携しながら様々な住民サービスを向上・充実させ、圏域住民の安全・安心な生活を守り、及び魅力ある都市圏を形成することで、圏域の人口減少に歯止めをかけ、もって持続可能な地域社会を構築することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 松山圏域の広域的な課題の解決に向けての取組に関すること。
- (2) 松山圏域の活性化のために連携して取り組む事業に関すること。
- (3) その他広域的な連携に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、関係市町の長を会員として組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長1人を置き、松山市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第6条 協議会に、協議会の協議事項に関する調査研究及び協議会に関する連絡調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、関係市町の企画担当課長で構成する。
- 3 幹事会に幹事長1人を置き、幹事の互選により定める。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(研究部会)

第7条 協議会は、特定の分野に関する調査研究及び事業の推進の検討を行うため、必要に応じて研究部会を置くことができる。

2 研究部会は、関係市町の長が指名する職員を部会員として構成する。

3 研究部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 研究部会の招集は、部会長が行うものとする。

5 研究部会が会議を行う場合において、幹事会との連絡調整のため必要があるときは、関係市町の企画担当課の職員が、当該会議に参加することができるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、松山市総合政策部企画戦略課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、平成27年8月28日から施行する。

松山圏域連携協議会 会員名簿

平成27年8月28日現在

市町名	役職	氏名
松山市	市長	のし かつひと 野志 克仁
伊予市	市長	たけち くにのり 武智 邦典
東温市	市長	たかす か いさお 高須賀 功
久万高原町	町長	たかの むねき 高野 宗城
松前町	町長	しらいし かつや 白石 勝也
砥部町	町長	さがわ ひでき 佐川 秀紀

《オブザーバー》

愛媛県中予地方局	局長	ふじい こういち 藤井 晃一
----------	----	-------------------

【松山市理事者】

副市長

西泉 彰雄

総合政策部長

矢野 大二

【松山圏域連携協議会幹事会】

松山市地方創生戦略推進官

田中 教夫

伊予市総務企画課長

坪内 圭也

東温市企画財政課長

佃 一彦

久万高原町総務課長

稲田 稔久

松前町総務部長

金子 知芳

砥部町企画財政課長

大江 章吾

【事務局】

松山市総合政策部企画戦略課

承認第 1 号

松山圏域活性化戦略会議委員への就任について

松山圏域活性化戦略会議委員への就任について、承認する。

平成 27 年 8 月 28 日提出

松山圏域連携協議会

会長 野志 克仁